

函館市立学校教職員表彰規則運用要項

函館市立学校教職員表彰規則（昭和36年 2月15日函館市教育委員会規則第 3号）第2条第3号に係る運用は、次によるものとする。

- 1、行政機関またはその他の各種機関より、顕彰を受けた者。
- 2、教育研究活動の指導的立場にあった者。
- 3、全国全道規模の研究会、研修会等において、実績が顕著な者。
- 4、その他、教育実践活動の実績が顕著な者。